

広島県告示第百五十二号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和七年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	特定農業用ため池の名称
令和二年広島県告示第七百七十八号			
広島県尾道市			漆迫大池外二箇所（別表一のとおり）

告示番号	所在地	特定農業用ため池の名称
令和二年広島県告示第千八十八号		
広島県尾道市		道ヶ迫池外一箇所（別表一のとおり）

告 示 番 号		所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
令和三年広島県告示第六百号			
広島県尾道市			牛神2号池外二箇所（別表一のとおり）
広島県三次市			大草田池外一箇所（別表二のとおり）
広島県東広島市			藤原池1号外十三箇所（別表三のとおり）

告示番号	所在地	特定農業用ため池の名称
令和五年広島県告示第六百二十九号		
広島県東広島市		新佛台池（別表三のとおり）

別表一から別表三までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。